



公園で犬が放されている

庭や畑を荒らして困る

鳴き声がうるさい

ふんが放置してある

鎖につながれていない

捨て犬・猫がたくさん

僕たちは悪くないのには？

毎年、市に犬や猫などのペットに関する苦情が多く寄せられます。

しかし、本当に犬や猫たちだけが悪いのでしょうか。

飼い主にとっては大切なペットでも、正しい飼い方をしなければ地域で嫌われてしまいます。

そうならないためにも、ペットを飼うときのマナーはきちんと守りましょう。

ペットのためにも マナーを守って

◆犬の放し飼いは絶対にしない

犬が人に危害を加えないように、また犬が苦手な人に恐怖感を与えないように、おりの中に入れるか、丈夫な鎖や綱でつなぎましょう。散歩のときも決して鎖などから放してはいけません。このことは「富士市飼い犬条例」でも定められています。

最近、公園などで犬を放して運動させているという苦情が多く寄せられています。公園はいろいろな人が集まる場所です。万が一のことや犬の苦手な人のことを考え、絶対に犬を放さないでください。

◆散歩のときは

ふんの処理道具を持参する

散歩は犬にとって、ストレスを発散する大切な機会です。しかし、きちんとふんを片づけないと、地域の景観を損ねたり、においも発生したりするなど他人の迷惑になります。自分の家の周りにふんをされる人のことも考え、散歩に連れて行くときはスコップやビニール袋など、ふんの処理道具を持参して、必ず持ち帰りましょう。

◆飼い主の都合で動物を捨てない

犬や猫を捨てることは「動物愛護に関する法律」で禁止され、違反すると動物虐待の罪で罰せられます。しかし、どうしても飼うことができない場合は、保健所が引き取りに応じます。引き取りの日程については、広報ふじ二十日号の暮らしのたよりで毎月お知らせしています。また、飼っている動物を譲りたい人と、新たに動物を飼いたい人の情報交換をお手伝いをする伝言板「ポッチとニャンチの愛の伝言板」が、市役所一階北側入口ホールに設置してありますので、ご利用ください。

●富士市飼い犬条例（抜粋）

昭和四十四年四月一日制定

第一条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条 犬の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、その所有、占有または管理する犬（以下「飼い犬」という。）の飼育管理にあたっては、飼い犬が人畜その他に害を加え、公共の場所及び他人の土地、物件等を汚損し、又は公衆に迷惑をかけないよう注意しなければならない。

第三条 所有者等は、飼い犬を飼育管理している場所において、その飼い犬の性質、形態等に応じて、囲いの中に飼い、又は鎖でつなぐ等の方法で、飼い犬が人畜その他に害を加えることのないよう必要な措置をしなければならない。

2 人畜その他に害を加えるおそれがある飼い犬は、これを制御することが出来る者でなければ連れ出してはいけない。

3 飼い犬を連れ出す者は、飼い犬に鎖をつけて保持しなければならない。（以下省略）

第五条 市長は第三条の規定に違反していると認めるときは、その所有者に対して被害を防止するために必要な措置をとることを命ずることが出来る。（以下省略）

第九条 第五条の規定による措置命令に従わなかった者は三万円以下の罰金又は科料に処する。（以下省略）



(表1) 平成11年度
狂犬病予防注射と畜犬登録の日程

月 日	会 場	時 間
4月5日(月)	吉原公園	9:30~15:00
〃 6日(火)	田子浦公民館	9:30~15:00
〃 7日(水)	大淵公民館	9:30~15:00
〃 8日(木)	丘公民館	9:30~12:00
	一色公会堂	13:30~15:00
〃 9日(金)	天間公民館	9:30~12:00
	岩松北公民館	13:30~15:00
〃 12日(月)	富士中島公園	9:30~12:00
	市立富士体育館	13:30~15:00
〃 13日(火)	富士南公民館	9:30~12:00
	前田公会堂	13:30~15:00
〃 14日(水)	元吉原公民館	9:30~12:00
	東公民館	13:30~15:00
〃 15日(木)	吉永北公民館	9:30~12:00
	城山町公会堂	13:30~15:00
〃 16日(金)	富士見台公民館	9:30~15:00
〃 19日(月)	伝法公民館	9:30~15:00
〃 20日(火)	吉永公民館	9:30~12:00
	県富士総合庁舎	13:30~15:00
〃 21日(水)	岩松公民館	9:30~15:00
〃 22日(木)	森島公会堂	9:30~12:00
	富士公民館	13:30~15:00
〃 23日(金)	原田公民館	9:30~12:00
	四丁河原下公会堂	13:30~15:00
〃 26日(月)	今泉公民館	9:30~12:00
	三ッ倉法蔵寺	13:30~15:00
〃 27日(火)	須津公民館	9:30~15:00
〃 28日(水)	鷹岡公民館	9:30~15:00
〃 30日(金)	富士駅南公民館	9:30~12:00
	柏原六王子神社	13:30~15:00
5月6日(木)	広見公民館	9:30~15:00

- ◆各会場とも、12:00~13:30は受付を休みます。
- ◆雨天でも行います。
- ◆犬にフィリアの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。
- ◆湯沢平2公会堂は岩松北公民館へ変更しました。

(表2) 同じ金額で予防注射ができる動物病院

病 院 名	住 所	電 話
林 獣 医 科 医 院	浅間本町1-38	53-7363
岳 南 動 物 病 院	高島町10	51-8712
アリス動物病院	大淵2897-5	36-2672
ミル動物病院(本院)	伝法4-14	35-5151
イズミ動物病院	今泉1-17-54	51-3900
パイネ動物病院	〃 1863-6	57-5080
富士動物医療センター	〃 2302-3	57-0001
小沢動物病院	松岡1165-15	61-5118
富士ペット動物病院	宮島500	63-4689
テツ小動物病院	中島65-2	64-1791
川村動物病院	厚原424-2	53-7566
おいひら獣医科	久沢1-3-52	71-7707
あい動物病院	〃 621-5	72-0525

飼い犬の狂犬病予防注射と登録は飼い主の義務です

◆予防注射は毎年受けてください

飼い犬に毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせることは「狂犬病予防法」によって定められている飼い主の義務です。狂犬病は、犬から人間に感染し命取りにもなる恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は平成十一年度の予防注射日程(表1)を確かめて、忘れずに出かけましょう。

◆一部動物病院でも

同じ金額で予防注射できます

ことしから、一部動物病院(表2)でも狂犬病予防注射が同じ金額でできるようになりました。狂犬病予防注射会場が最寄りの動物病院へどうぞ。

◆飼い犬の登録制度

狂犬病注射会場で畜犬登録も行います。平成七年四月一日以降に登録されている犬は、改めて登録をする必要がありません。したがって、一度登録していれば、犬の生涯にわたって有効となります。子犬の場合は、生後九十日を過ぎた日から三十日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。畜犬登録を済ませると発行される鑑札は、狂犬病予防注射済票と一緒に犬の首輪につけてください。

◆登録内容が変わったら届け出を

飼っている犬が死亡したときや所有者が変わったときなど、登録内容に変更が生じた場合は三十日以内に愛犬手帳を持参して、市役所環境衛生課に届け出をしてください。

◆狂犬病予防注射・畜犬登録に必要なもの

- ・愛犬手帳
- ・通知はがき
- ・料 金 注射料 三千二百二十円
新規登録料 二千円

*初めて注射と登録をする場合は、愛犬手帳と通知はがきは不要です。

*料金はおつりのないようお願いします。

問い合わせ

富士市役所環境衛生課 内線 二〇五四
富士保健所衛生課 ☎六五―二一五四

さい。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票と愛犬手帳が必要となります。また、市外に転居した場合は転居先の市町村で手続きをしてください。